

# 光市記者発表資料

平成29年 6月 1日

件 名

光市結婚新生活支援事業の実施について

内 容

このことについて、下記のとおり実施します。

## 記

### 1 事業の目的

結婚を希望する人を対象として、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、結婚への後押しを行うことにより、光市への移住又は定住の促進や、少子化の要因の解消につなげていくことを目的とするもの。

### 2 概要

新婚夫婦が結婚の際に要した住居費や引越費用に対し、補助金として最大24万円を支給する。

#### (1) 主な要件(補助対象者)

- ・平成29年4月1日から平成30年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されていること
- ・双方又は一方が、申請時に、光市内の取得(賃借)した住宅又は2人が暮らす住宅に居住し、住民登録があること。
- ・平成28年中の2人の所得額の合計が340万円未満であること。
- ・夫婦のいずれも50歳未満で、市税等の滞納がないこと。
- ・夫婦のいずれも、補助金交付後2年以上光市に定住する意思があること。
- ・夫婦のいずれも、過去に、光市以外の自治体でこの事業の補助金を受けていないこと。

#### (2) 補助対象経費

平成29年1月1日から平成30年3月31日までに、

- ・新たに住宅を取得(新築・購入)した際に要した費用
- ・新たに住宅を賃借した際に要した費用(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)
- ・2人が暮らす住宅へ引っ越す際に要した費用(引越業者や運送業者への支払費用)

#### (3) 補助額

1夫婦に最大24万円 予算の範囲内で先着順

### 3 予算額

3,600,000円

### 4 その他

チラシ(別紙のとおり)

担当所管 光市政策企画部企画調整課 移住・定住促進担当 温品 大輔  
(0833)72-1408



新婚生活のスタートは「**おっばい都市宣言のまち 光市**」で！！

## 平成29年度 結婚新生活支援事業補助金のご案内

結婚を機に、光市で新生活を始める夫婦が、住宅の取得や賃借、または引越しに要した費用に対して**最大24万円を補助**します。

対象となる夫婦は、次の条件を満たす夫婦です。

- ・平成29年4月1日から平成30年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されている。
- ・双方又は一方が、申請時に、光市内の取得（賃借）した住宅又は2人が暮らす住宅に居住し、住民登録がある。
- ・平成28年中の2人の所得の合計が340万円未満である。  
申請時に無職の場合は「所得なし」として算出します。  
平成28年中に貸与型奨学金を返済した場合は、その合計額を控除して算出します。
- ・2人とも市税等に滞納がない。
- ・2人とも、補助金が交付されてから2年以上光市に定住する意思がある。
- ・2人とも50歳未満である。
- ・2人とも過去に、光市以外の自治体でこの事業の補助金を受けていない。



### 対象となる経費

平成29年1月1日から平成30年3月31日までに、

- ・新たに住宅を取得（新築・購入）した際に要した費用
- ・新たに住宅を賃借した際に要した費用（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）  
勤務先から住宅手当が支給されている場合、その合計相当額は補助の対象外です。
- ・2人が暮らす住宅へ引っ越す際に要した費用（引越業者や運送業者への支払費用）

### 補助額

1夫婦あたり上限24万円  
（予算の範囲で先着順）

申請書などの必要書類は、光市のホームページからダウンロードしていただくか、企画調整課でお渡ししております。



光市ホームページ  
<http://www.city.hikari.lg.jp/>

### お問い合わせ・申請先

光市役所 企画調整課 移住・定住促進担当

TEL : 0833-72-1408

FAX : 0833-74-1041

E-mail : kikaku@city.hikari.lg.jp



おっばい都市宣言のまちイメージキャラクター  
「きゅっと」